

市町村合併調査研究特別委員会

平成15年7月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | | |
|--------|--------|-------|-------|
| ◎三木 誓士 | ○小野 隆雄 | 嶋田 善行 | 松田 正 |
| 飯高 昭二 | 西谷 剛周 | 浅井 正八 | 坂口 徹 |
| 浦野 圭司 | 吉川 勝義 | 木田 守彦 | 木澤 正男 |
| 里川宜志子 | 中西 和夫 | 中川 靖広 | 森河議長 |

2. 理事者出席者

| | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 助 役 | 芳村 是 | 収 入 役 | 中野 秀樹 |
| 総 務 部 長 | 植村 哲男 | 企画財政課長 | 藤原 伸宏 |
| 同 課 長 補 佐 | 山崎 篤 | 同 課 長 補 佐 | 西巻 昭男 |
| 同 係 長 | 福居 哲也 | | |

3. 会議の書記

| | | | |
|--------|------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 浦口 隆 | 同 係 長 | 猪川 恭弘 |
|--------|------|-------|-------|

4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会 午前9：00

署名委員 小野委員、嶋田委員

委員長

全委員出席されておりますので、ただいまより、市町村合併調査研究特別委員会を開会します。去る5月14日の臨時議会におきまして本特別委員会が設置され、委員各位の互選の結果委員長に選任されました。小野副委員長とともに会の運営に当たらせていただきますので、各委員さん並びに理事者方のご協力をよろしくお願いいたします。

本特別委員会につきましては地方自治法第110条及び斑鳩町議会委員会条例第5条に基づき設置しており、市町村合併についての調査研究が終了するまでとなっております。町、議会が互いに論議を交わしながらともに調査研究を行なってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、初めに町長が出張ですので、助役の挨拶をお受け致します。

(助役挨拶)

委員長

まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小野委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

会議の進め方につきましては、新議員さんもおられますので、市町村合併本特別委員会等の経緯について議会事務局長の方から簡単に説明を願い、その後、レジメに沿って審議を進めてまいりたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長

それではそのように進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議会事務局長から経緯説明願います。

事務局長

市町村合併調査研究特別委員会の今日までの経緯についてご報告させていただきます。

平成14年になりますが、当時の議長から、市町村合併については今日、避けて通れない状況にあり、特別委員会を設置し事前の調査研究を行ってはどういうことで、議会運営委員会へ諮問され、議会運営委員会では全委員了承され、14年5月の臨時会で上程することを全員協議会で報告、質疑意見なし、了解をされた。

平成14年の5月10日の臨時議会において、議長発議で、地方自治法第110条及び斑鳩町議会委員会条例第5条により、各常任委員会から2名ずつの計6名で構成する市町村合併調査研究特別委員会を設置され、設置の期限を調査研究が終了するまでとされたところであります。

市町村合併問題に関する調査研究を行うために、広域7町の助役、合併担当部長、課長、計24名で構成する王寺周辺広域市町村圏合併研究会を設置し、7町の事務事業等行政基礎資料の整理、財政シミュレーションの作成等を行ってこられ、平成15年1月22日まで9回の研究会が開催され報告書として取り纏めがされています。

この間合併特例法による7町の法定合併協議会設置の署名活動が9月から実施され、平成14年12月2日に同一請求代表者から7町の町長へ合併協議会設置請求書が提出されました。有効署名数は18,021名、全有権者の14.8%、斑鳩町では2,264名、全有権者の9.8%で、こうした所定の手続き後、県知事からの通知後60日以内に議会を招集することとなっていることから広域7町一斉に2月4日に臨時議会が開催されました。平群町議会、上牧町議会は継続審議となりましたが5町の議会においては法定合併協議会設置議案が議決されたところです。

3月4日には上牧町議会、同6日には平群町議会が合併協議会設置議案を可決。7町全ての議会において合併協議会設置の議決がされました。

平成15年4月1日に奈良県合併支援プランに基づく「合併重点支援地域」に指定がされ、合併協議会準備事務局が設置。15年6月8日に第1回合併協議会、7月2日に第2回、今後毎月1回の予定で会議が開催されることとなっています。

当町の市町村合併調査研究特別委員会につきましては、こうした状況等に対応していくために、平成14年12月議会最終日に議員発議により委員定数6名を、議長を除く15名とする改正案が提出され、満場一致で可決されました。

14年度中において6回特別委員会を開催されてきました。この間、他市町村の合併協議会等を視察、また12月7日には地下会議室において、議会と住民との懇談会を開催される等、市町村合併問題について調査研究を行ってこられたところです。

平成15年4月29日に議員任期満了となり、改選後の5月臨時議会で引き続き特別委員会設置の必要性があることから、議長発議で、地方自治法第110条及び斑鳩町議会委員会条例第5条により、市町村合併に関する調査研究を行うため、議長を除く議員15名の市町村合併調査研究特別委員会が設置されたところであります。設置期限は調査研究が終了するまでとなっています。

以上簡単ですが、今日までの経緯の報告とさせていただきます。

委員長 事務局から経緯について報告がありました。質問等がありますか。

(質疑なし)

委員長 それでは、レジメに沿って会議を進めてまいりたいと思います。事前に町から配布をいただいています、①の第2回合併協議会について理事者の方から報告説明を願います。

企画財政課長 7月3日、三郷町コミュニティセンターにおいて開催されました、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議

会につきましてご報告申し上げます。

まず、資料1の第2回平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会会議資料をご覧いただきたいと思います。

表紙の裏側でございます。会議次第をご覧いただきたいと思います。

この第2回合併協議会は、報告事項3件、協議事項3件が議事として提出されております。この順に従いましてご説明をさせていただきたいと思います。

それでは資料1の2ページをお開きください。報告第8号、協議会だよりの発行についてでございます。協議会だよりは発行部数、5万3千部、全戸配布となっております。発行内容につきましては資料3合併協議会だよりという広報紙をご覧いただきたいと思います。表紙をあけていただきまして、2ページ目に岡井河合町長、合併協議会会長の御挨拶、3ページには合併協議会の設置の経緯が掲載されております。4、5ページには第1回合併協の報告が載せられていましてまた、左下の所に今後の会議開催予定が載せられているところでございます。6、7ページでございます。こちらの方は協議会のあらましという事でございます。組織図、合併協議会委員名簿、事務局職員名簿、合併協議会の幹事会名簿という事になっております。裏表紙でございますけれども、8ページには市町村合併について考えるという事でQ&Aがございまして、協議会の傍聴や会議録の公表についてのお知らせをしているところです。会議録の公表等につきましては、ここに書いてございますように、事務局ほか、各町役場におきまして会議録及び会議資料の閲覧ができるようになっておるところでございます。また、併せて市町村合併に関するご意見や提案なども募集しているところでございます。この合併協議会だよりの報告につきましては、合併協議会におきまして委員より、発行部数と7町世帯数の相違が指摘されたところでございまして、配布方法について検討するよう意見がございました。また、公共機関や企業、学校に配布してはどうかと、或いは通勤通学者のために駅等に置いてはどうかとの意見もございました。これにつきましては事務局の方で、何れにつきましても検討を

行うということで現在発行部数を2千部増やしまして、5万5千部とすることで公共施設等にも配布することとなっております。JR王寺駅とも広報紙を置くことにつきまして現在交渉中であると聞いております。

次に資料1、3ページ報告第9号、ホームページの開設についてでございます。去る6月27日に合併協議会のホームページが開設されております。その内容でございますが資料4をご覧くださいと思います。資料4につきましてはホームページのトップページをコピーしたものでございます。項目といたしまして、会長のご挨拶、協定項目、協議会だより、合併協議会の概要、会議の状況、合併Q&A、7町の紹介の項目がございます。下の方にご意見コーナー、ご質問コーナー等となっております。この項目それぞれ、マウスでクリックする事によりまして、例えばご挨拶ですと次のページの裏でございますけれども、岡井会長のご挨拶のページが開かれて閲覧できるようになっております。また、合併協議会の概要では、協議会の規約、規程、要綱のほか合併協議会設置までの経緯と合併協議会の組織図が閲覧できるようになっております。協定項目も載せられているところでございます。会議の状況では協議会の会議資料、会議録が閲覧できるようになっておるところでございます。協議会だよりではHPにおきましても、広報紙が閲覧できるようになっております。また合併のQ&Aや7町の紹介、7町のデータも掲載をしているところでございます。またご意見コーナーでは皆さんからお寄せいただきました御意見を紹介するとともに、また意見を事務局の方に送る事もできるようになっております。またご質問コーナーでは皆さんから寄せられましたご質問とその回答がご覧いただけるようになっております。またこれにつきましても同じようにHPから事務局に質問を送る事も可能となっているところでございます。以上が合併協議会のHPの内容でございます。この報告事項につきましては、委員さんより、会議録が会議終了後どれくらいまでの間にホームページに掲載されるのかというご質問がございました。事務局からは会議終了後、出来るだけ速く掲載することを考

えるとの回答でございました。

先程の協議会だよりの報告第8号、この報告第9号につきましては、委員の了承を得ているところであります。

次に、資料1、4ページ、報告第10号事務事業現況調査についてでございます。これにつきましては資料2会議参考資料をご覧いただきたいと思っております。合併の協定項目の協議のためには、その前提と致しまして、7町の事務事業の現況を調査して、把握した上で、比較検討し、調整原案を作成する必要があるとございます。既に作業の一元化スケジュールの作業項目の①から④までにつきましては、既に進んでおりました、事務事業の洗い出しをした結果、4ページから23ページにございます事務事業一覧表に掲載しておりますように、1,266項目の事務事業が挙げられておるところでございます。これらについて、調査し、調整する必要があるということが判明しております。現在は作業項目の⑤の、各町におきまして事務担当者による事務事業の個別調査票の作成を進めているところでございます。今後各町の事務の現況を一覧にいたしまして、これを元に9月頃から専門部会、分科会等で、調整原案の作成、事務事業の一元化に向けました検討作業をしていく予定になっておるところでございます。

次に資料2、3ページをご覧いただきたいと思っております。これは事務事業の分類をしたものでございまして、大分類は専門部会の構成に一致をしております。中分類は分科会の構成に一致をしております、それぞれの事務事業がそれぞれ専門部会、分科会で検討されるようになっております。以上が事務事業現況調査についてのご説明でございますが、これにつきましては、協議会の方で委員からのご質問もなく、了承を得られたところでございます。

続きまして、協議事項のご説明とご報告をさせていただきたいと思っております。

資料1、5ページ、協議第6号合併協定項目についてでございます。協議会の合併協定項目を別紙のとおり定めるということで、右ページの方に合併協定項目一覧表が掲げられております。協定項目の作成に

当たりましては合併協議会事務局において、他の合併協議会における最近の事例等を参考にして検討されておりました、ほぼ何れの合併協議会におかれましても、同様の協定項目が設定されているとの報告でありました。協定項目の番号01から05までが、いわゆる基本的な協議項目とされておりまして、06から09、そして22、24、これにつきましては合併特例法に定められている項目でございます。各協定項目の概要につきましては、資料2会議参考資料によりご説明させていただきます。資料2、24ページをご覧ください。

(資料2により説明)

以上の24項目が合併協定項目の内容でございます。続きまして、協定項目及び事務事業調整の基本方針について、ご説明させていただきます。資料1、7ページ、協定項目及び事務事業調整の基本調整方針と書かれたものです。基本事項として、事務事業の一元化の調整協議に当たっては、住民生活に及ぼす影響等を考慮致しますと共に、7町におけるこれまでのまちづくりの取り組みを尊重しつつ、7町が一体となって、新たなまちづくりへ結びつけることを基本とし調整をし、一体性確保の原則、住民福祉の向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、行政改革推進の原則、適正規模基準の原則、これら6つの原則に沿って調整が図られるものと考えております。資料2の方に移りたいと思います。29ページでございます。合併協定項目の協議フローが図示されております。これから、合併協議会におかれましては、先程申し上げました24の協定項目につきまして協議されるということになるわけでございますが、各協定項目につきましては第3回協議会以降、順次協議事項として提案されていくこととなっております。まず、提案を致しました初回につきましては、7町の現況報告と調整案についての資料の提出とそれについての説明がなされまして、それに対し質疑応答がなされると思います。その後、各委員は、下の矢印でございますが、一旦これを持ち帰りまして検討され、次の

協議会で正式に協議し、決定をする。或いは、場合によっては更に下の方に、継続審議ということでまた繰り返すと、順次この繰り返して協定案を調整していくと、こういうことになろうかと思えます。なお、この協議の仕方、進め方につきまして、先程の24の協定項目に限らず、その他の協議案件につきましても同じような進め方をしたいと、そういう事務局の考え方が示されておるところでございます。

以上が合併協定項目の説明ですが、これにつきましては委員から質問が出されております。ひとつ目といたしまして、協定項目は24項目で全てなのか、漏れ落ちはないのか、漏れ落ちがあった場合どうするのかという質問がございました。これに対し事務局の方では、協定項目に追加のご意見があれば協議会でお諮りをし、追加をしていく。そういった回答がございました。2つ目として、提案をされました協定項目のうち、23番目の事務事業、先程挙げました19事業が挙がっておる分でございます。この19事業が、いわゆる国が示すマニュアルと比較いたしまして、少ないと。それはなぜかというご質問がございました。また、考えられる事業につきましては、この際挙げておいた方がいいと、そういったご意見もございました。これに対しましては、当面現案で検討を進め、検討する中で必要に応じて、加除修正を加えたいという回答がされております。3つ目として、直接協定項目に係わるご質問、ご意見ということではございませんが、県内の各市町村の合併の状況、或いは全国的な状況を見た場合において、問題はなぜ今7町で合併をしなければならないのか、それが明確になっておらない。また、各町の議会の議決に至った経緯、そして、反対と賛成にどのような意見があったのか。そういったことをいわゆる4号委員、知識経験を有する委員さんですが、そういった委員さんは知っておらない。新市の名称、新市の事務所の位置、或いは財政関係のメリット、デメリットが非常に住民の関心事である。そういったことから、議論の後先を逆にして、会議を進めてはどうかというご意見がございました。これに対しましては、岡井会長から、協議会でひとつひとつ、詰めていきながら、積み上げをしていきたい。そしてひとつの方向性

を見出していこうという段階でございまして、皆さんの了解をいただいでこの協議会が発足しておるので、ひとつひとつ積み上げた上で、今後色々な話を出して、そういった事が基本であろう。また、過去どういう経緯で決まったかにつきましては、各町でそれぞれご理解をいただいているものである、そういうふうに認識をしている。今までどおりひとつひとつ積み上げをしながら、会議を進めていきたい。そういったことが回答されております。

次に資料1、8ページ、協議第7号新市建設計画策定方針についてでございます。新市建設計画策定方針を別紙のとおり定めるということで、次ページをご覧ください。市町村の合併の特例に関する法律により、合併協議会において作成することとされている新市建設計画は、概ね次のような策定方針で臨むものとするということで、1から4までの計画の趣旨、計画の構成、計画の期間、計画の内容が掲げられておるところでございます。新市建設計画、いわゆるまちづくり計画でございますが、この計画は合併した場合の新市が目指すべきまちづくりの基本的な方向性や将来のビジョンを示すものでございます。また同時に、新市におけるまちづくりのマスタープランとしての役割を併せ持つものでございます。こういったことから新市建設計画につきましては、7町の住民が合併に関しまして正確な判断をしていただく。そのための重要な資料となるものでございます。1番目の計画の趣旨ということですが、計画の策定に当たりましては、合併後の新市建設を総合的、かつ効果的に推進することを目的とし、7町の速やかな一体性の確保、及び住民福祉の向上等を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう適切に配慮するものとしております。2番目の計画の構成ですが、合併特例法において計画に定める事項として、4点が規定をされておるところです。1点目は合併後の新市を建設していくための基本方針、2点目はこれを実現するための主要事業、3点目は公共的施設の適正配置と整理、4点目は財政計画ということでございます。3番目の計画の期間というところでございますが、7町が一体となった整備を図るには相当の期間を要すること。あるいは合併特例

法では新市建設計画の策定に基づき、合併後10年間に限り合併特例債や普通交付税の算定の特例など、財政の優遇措置が講じられることから、この計画の期間を10年間というふうに定めておるところでございます。4番の計画の内容ですが、①ですが、住民の皆さんの意向を反映し、将来を見据えた長期的な視点に立ち、将来新市となった場合の進むべき方向を明確に定めることとしております。②といたしまして、公共的施設の適正配置及び整備計画でございまして、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランス、さらには財政事情等も考慮したものにしております。3番目といたしまして、財政計画についてでございますが、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もるといふことのないようにしようというものでございます。続きまして、資料2、42ページをご覧ください。新市建設計画策定スケジュール、これにつきましては簡単に説明いたしますが、表の左端の方に協議会の開催時期、協議会の回数が示されておりました、下に行くほど作業が進んでいくという表になっております。新市建設計画の策定に当たりましては、7町の現況を把握することが必要でございまして、現状分析と基礎調査を9月ごろまでに実施する予定となっております。これと並行して、計画の策定期間である10年間の主要事業の概要、主要事業の全体事業量の把握を行いまして、主要施策、財政計画、財政シュミレーション等を検討するため、既に7町それぞれにおきまして、ハード事業とソフト事業を含めました施策部門ごとの主要事業や今後必要とされます事業を含めた事業量等の調査をしているところでございます。表の右端ですが、住民意識の把握と計画への意向反映、そういったことを計るためアンケート調査を実施することになっております。これに基づいて本計画の素案策定が行われると、この様になっておるところでございます。また、この計画の策定状況等につきましては、逐次協議会委員の皆様方にご説明をされる訳でございますが、これとは別に広報誌である協議会だよりやホームページを通じまして、住民にも知らされるようになっておるところでございます。さらには、住

民の方々にこの表の右下の点線の囲みですが、住民の方々に新市建設計画や合併協定項目等の検討状況、状況の情報提供、あるいはこれらに対します住民の意向を確認する場を設ける必要があることから、住民説明会やシンポジウムの開催なども予定をされているところがございます。以上が、新市建設計画策定方針及び策定スケジュールの概要でございます。

これらにつきまして、協議会の場で委員の方々より、住民の意向をどのように反映しようと考えているのか。また、財政計画に関して現在小泉内閣が進めております三位一体の改革を受けて、このような財政計画の方針、表現になっているのかというご質問がございました。これにつきましては、新市のまちづくりにどのようなことを希望されているか、そういった意向を聞くことを考えている。財政計画につきましては、むやみに地方債に依存することの無いような健全な財政に努めたいというような回答がされておりました。また、他の質問でございますが、計画に盛り込む主要事業というのは、合併の如何に拘わらず、各町が行う事業について、取り敢えず調査するという事かという質問です。これに対しましては、今後7町が合併した場合も考えて、必要な事業を盛り込んでいきたいとの回答でした。

最後の協議事項の説明をさせて頂きたいと思っております。資料1、10ページ、協議第8号新市建設計画、まちづくりアンケートについてです。新市建設計画策定スケジュールについてご説明申し上げましたように、まちづくりアンケートということでございます。11ページに要領が記載されております。アンケートの目的ですが、7町の住民意識の実態を把握し、7町の将来構想、まちづくりビジョンを示すと共に新市のマスタープランとしての役割を果たす、新市建設計画、まちづくり計画を策定するために実施するものでございます。従ってアンケートは合併の是非を問うといった内容にはなっておりません。アンケート調査の内容につきまして、後程アンケート調査票の方でご説明をさせていただきます。調査対象者は、7町在住の住民基本台帳及び外国人登録台帳に登録されている18歳以上の住民で、そのうちから

10%を無作為抽出することとされております。調査方法でございますが、抽出型で、郵送による調査票の配布、回収を行い、分類につきましては10歳毎の年齢階層別、男女別となっております。調査時期は、資料には協議会承認後早期に実施すると書かれておりますが、14日にアンケートが発送されております。続いて資料2の43ページをご覧ください。43ページはアンケート調査に対しますお願いでございます。アンケート調査票の問1から5は、性別、年齢階層、職業、居住地域、居住年数、いわゆる回答者の属性というものを聞きまして、アンケート集計の基礎データとするものでございます。問6は日常の生活圏等をお聞きするもので、目的別の行動範囲を調査したものです。問7はあなたの住む町の現状をどのように思いますかということで、住み良さの現状について5段階でその満足度をお聞きし、改善すべき居住環境の意向を伺うものです。問8は合併協議会の認知度をお聞きしているところです。問9、問10は、合併についての期待、合併についての不安、その内容はなにかということをお聞きするものでございます。これにつきましては新市の施策に反映させるものでございます。問11、問12につきましては新市のまちづくりのイメージとして当てはまる言葉を選んでもらい、基本方針に掲げます将来像のキャッチフレーズ、将来望ましい姿についての意向を伺うものです。問13につきましては、これからのまちづくりにどのように係わるか、住民参加のご意向をお伺いしたものでございます。これからの情報提供や住民参加の手法について、検討する資料となるものでございます。問14ですが、具体的な住民要望や住民のご意見をお聞きするものでございます。なお、このアンケート調査票につきまして、協議会の委員からのご意見、要望がいろいろございました。それらを踏まえたなかで、資料の一番最後の資料5にアンケート修正表がございます。委員さんのご意見を踏まえる中で、問3については職業欄に3の農業者を付け加えております。問9、問10については、最もあてはまるものを1つをあてはまるもの2つをに修正しております。この他アンケートに関します委員のご意見、ご質問等につきましては説明を省略さ

せていただきます。以上で、合併協議会の協議事項のご説明とご報告とさせていただきます。このアンケートの一部修正を除きまして、何れも委員さんの承認を得ているところでございます。

続きまして、その他の項目のなかで、委員さんから出されましたご意見、ご要望につきまして、3つだけご報告させていただきます。ひとつには、地方分権化における合併の意義、少子高齢化に向かっていく中での合併の意義、そういった中での21世紀の新しい地方自治を構築していく中で、あまり過去の摺り合わせばかり力を入れないで、21世紀の新しい地域を作っていくことを重点的に考えていただきたいというご意見がございました。2つめは、委員の参考となる資料は全員に配ってもらいたい。合併問題を進めるに当たり、町職員の協力が重要で、各町の職員の研修を十分にしてもらいたいという要望がございました。三つ目は委員への要望ということですが、委員がもっと勉強し、委員会で中身の濃い議論をすれば、議事が進行するというご意見、ご要望がございました。以上をもちまして、第2回の合併協議会のご報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 報告、説明のありましたことについて委員の方から、質疑意見等がありましたらお受けしていきたいと思えます。

木澤委員 報告第8号のところで、広報の配布のところで、第2回の法定協の中でも質問されていたと思いますが、配布ルートはどのようにされるのか。自治会を通して配布されるということですが、自治会に入っていない方は公共施設等において対応するということですが、私が考えますに最終的に住民投票で決めるべきだと思っているんですけども、情報がしっかり住民の方に伝えられていることが最低限必要な事ですので、自治会に入られていない方に公共施設において対応するということは、果たして正しいのかどうかお聞きしたいのと、住民の説明会を行うと予定をしている言っていました、その規模、実際に斑鳩町でも18歳以上の方の人口はかなり多いと思えますが、全ての住

民に対して説明会を行えるかと言ったら、そうはならないと思うんですが、どの程度の規模を予定されているのか、今の段階で分かりましたらお答えいただきたいと思います。

企画財政課長 広報の配布ルートですが、自治会未加入者に対してどうするのかというご質問でございます。合併協議会におかれましては、再度調査をされまして、公共施設、これには学校とかも含まれておるわけですが、そちらの方に配布いたしまして、取りに来ていただくと、そういうスタンスに立っています。これにつきましては斑鳩町の広報も同様でございます、そのように対応しておるところでございます。

住民説明会のことですが、法定合併協議会の中で議論をされておる中で、住民説明会というのは大変重要な位置を示しておる訳で、合併スケジュールの関係上、取れる期間が、何れの他の合併協議会の例を見ましても、およそ1か月程度となっております。そうした中で、どれだけの職員が対応できるのかということもございまして、合併協議会事務局の方の説明ということもございまして、そういったことも十分考慮しながら、決めていきたいと思っております。

木澤委員 これから決めていくことですので、今どうこう言う問題じゃないですが、住民説明会、回数を増やすなり、希望を聞くなりして、住民の方がしっかり判断できるよう、難しいとは思いますが、行政側としてジセイを強く持っていただくよう要望しておきます。

吉川委員 18以上の、全体は12,500なんですけれど、斑鳩町の場合、何人ぐらいか分かりますか。

企画財政課長 斑鳩町におけます抽出数は、男女併せまして2,400人でございます。

吉川委員 2,400人。男女は分からないか。

企画財政
課長

男性が、1, 138、女性が1, 262でございます。

木田委員

市町村合併は、私は初めから言っているように、国の施策の失敗が、国から押しつけられて来ておる。その中で、人口数が1万を切るような町村について、政府として合併を推進しなさいと、そういう方針で来ている訳ですやろ。何も好きこのんで合併をせんならんとか、一応これは議論だから結構ですよ。町長もリーダーシップを発揮してもらって、どういう方針でおられるのか、聞かせてもらわないと、我々ばかりが議論しても、その方向性は賛否両論となると思いますが、私は町長にもリーダーシップを発揮してもらいたい。

というのは、アメリカが言ったら日本は従わんな、国が言ったら県も従わんなん、県が言うたら町も従わんなん、そういう上意下達というか、そういうシステムが十分に実ればいいが、仮に地方交付税とか、補助金が削られるという形の中で、今現在でももう、既に削られてますやろ。これ以上に削るという方針を国が打ち出してますわな。それに対して、明日香の村長さんは、今日の新聞では村長としてはこういうふうに持って行ってもらいたいという方針をはっきりと打ち出しておられますから、斑鳩町長も町民に対し、リーダーシップを存分に発揮してもらいたいなと思いますが、町長どういうふうにお考えなのか、直接本人に聞きたいが結構です。

助 役

町長が出席しておりませんが、町長の考え方は、一般質問でも述べておられます。それに基づいて答弁をさせていただきます。

町長は言っておられます。今回の合併協議会につきましては、これはあくまでも、広域7町の住民による、住民発議ということで設置され、議会の承認を得て、7町で法定協議会が発足されたということでございます。こうした中で、7町の合併についての協議がされる訳でございますが、合併の是非を巡って、さまざまな合併パターン、これも出て参ります。そういうことも含めて、新しい市の名称なども出て

くる訳でございます。そういう議論をする。そういう状況を常に見ながら、町長は町長としての意見を出していく。委員でございますから、ということでございます。何れにいたしましても、斑鳩町の住民の将来に係わる重要な問題でございますので、やはり最終的には町民の皆さんの意向を問いたいということは町長は言うておられます。そういうことを含めて、この合併の是非についての、一定の結論をこの場で出していこう、そういうことでございます。

木田委員　　そうしたら、町長は協議会において、意見を出された内容というか、そういうものを我々にも教えていただきたい。やはり町長はどういうふうにお考えになっているのか。これでしたら、全体的な会議の流れの何だけですわ。町長はどういう発言をされたのか、協議会の中に入ってくれている議員さんとかの意見をどういうふうに発言してくれたのか、そっちの方に今のところ興味がある訳です。具体的に内容なんかについて、会議録は何日間かしたら、できあがってそれを見ることは出来るんですか。

助 役　　2回目が終わっただけでございますので、これからそれぞれの協議項目に入っていくという段階に入っておるわけです。また、住民アンケート調査の結果もでてくるということでございますので、この後いろいろ各委員さんから、意見が出てくると思っております。そういう中で、当然町長の考え方、また、私達は私達の考え方、各委員としての考え方を、協議会の中で申し述べられるということでございます。議事録というのは当然、閲覧は可能であると考えておるところでございます。

木田委員　　今発足しただけなので、まだいろんな意見は出てないと思いますが、住民に対して情報提供は大事なことだと思いますので、これから17年3月までというタイムリミットはあるけれど、その中においていろんな意見が出てくると思いますが、それを住民に伝達するということ

が、我々にも必要な事だし、行政の方も一番重要な仕事だと思いますので、抜かりなくやってもらいたいということを要望しておきます。

里川委員

この資料出てきまして、色々見させていただいて、木田委員さんの質問に対して、助役さんがお答えになったりしてる中で、合併の是非を含めた形で、というふうに言って頂いてきました、この間、ずっと。けれども、今出てきた資料見ましたら、合併の是非という言葉は一切資料の中には出てこない。規約の中には、一番先に合併の是非を含めたということで、書いてくれてはる訳ですが、結局是非を協議する場所はないんだなあと、元々総務省が示してきたマニュアルどおりだなというのが、率直な感想です。一体町としては、合併の是非というのはどの場面でされるものだと考えておられるのか、もう一度確認をさせていただきたいのと、事務事業1266、協定項目の中に入り込めます事務事業の関係を見てましても、相当な量ですし、相当な問題があるというふうに、私は見させてもらった訳なんですけど、課長の説明の中で協議会で出たものを各委員さんが持ち帰って検討するとおっしゃっていただいていたんですが、持ち帰る委員ですが、斑鳩町かた6人出て頂いている、町長を含めて6人、いって頂いている訳ですが、非常にこの事務事業に関しましても、私が心配しているのは、これがどこまで持ち帰られた形で、法的に位置付けのある審議会、委員会で諮ってもらえるのか、どうなのかという心配をする訳なんですけど、そのところ町で法的根拠を持つ審議会などへ協議をされる可能性というんですか、どの程度審議会などの関係、各町というのか、そこに斑鳩町がどういうふうに考えているのか、私自身の認識を持っておきたいと思いますので、ここでお聞かせ頂きたいと思います。

助 役

今、里川議員さんがおっしゃいましたように、当然協定事項の中には、合併の経緯を含めた7町の合併に関する協議ということが謳われておりまして、私はこれから協定項目、また新市建設計画等が出てくるわけでございます。その中で、合併を巡っての様々な議論が出てく

るのではないかと考えております。今おっしゃってますように、現在は事務局が提案した案を審議していただく。これによってこれから、1266事務事業がございます。それらをすり合わせていけるかどうかという問題もございます。これも大きな議論の中のひとつでございます。全国的に中ですり合わせていなかったら、法定協議会から逸脱するという地域もございます。これから大きな議論として合併を巡っての問題点に達して行くのではないかと考えています。

総務部長 1回、2回と合併協議会が開かれたわけですが、その内容については、いろいろ今回についても報告させて頂いております。そうした中で頂きました意見につきまして、以後、幹事会のレベルで意見を申し上げる機会もありますし、また、各委員さんも協議会に出ていただいた中で、意見を言っていたらいいといった中で、反映されいくものだと。そういった中で、協議会でどう決めていくかということではございませんので、そういった中で反映されていくものと考えております。

里川委員 私の2番目の方の質問では、法的根拠を持った審議会など、斑鳩町も幾つかあると思うんですが、そこへ諮らなければならない事務事業があるのではないんですかということが聞きたい訳で、一切そういうところには持ち込まない、協議会の委員と行政レベルでの部会とかで決めてしまうという考え方なのか、やっぱり法的根拠を持った審議会などに掛けるべきものは掛けるんだということなのか、はっきり私も認識を持っておきたいということで、きっちり聞いておきたいと思って質問させてもらったんです。

助 役 先般の都市計画審議会において、里川議員の質問の中で都市計画決定等、必要なものについては審議会委員に諮っていくということを申し上げたつもりでございます。必要なものについては、審議会等に話

をしていくというのが当然であろうと思います。

里川委員 分かりました。出来るだけきちっとした形の手順を踏んでいただきたいということを、住民の方たちが集まっておられる法的根拠を持ったところで議論も必要、十分に時間を採ってやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。それと1点目の件ですが、助役さんのご答弁によりますと、合併の是非というのはこの資料などには一切出てこないけれども、今取りあえず新市計画立てていく中で、その議論がされるという認識を持っておいたらいいいというふうに思っておけばいいのか再度確認させていただきたいと思います。

企画財政課長 おっしゃるとおり、合併の是非につきましては新市計画等、まちづくりのビジョン、住民さんに分かりやすい形での情報の提供をした中で、合併について議論していく、このようになると思います。

松田委員 先程説明を受けている中で、基本的な調整方針、資料の1の7で説明を受けているんですが、ここに書いてある、7町におけるこれまでのまちづくりの取り組みを尊重して、ということが言われていて、結構なことだと思うんですが、7町のこれまでの取り組みの現状、取り組みということについて、何があるのかということで見ますと、第3次の王寺周辺広域市町村圏計画が私はあると思うんです。これは既に期間が経過してしまっているんですけども、平成3年から、平成12年までの10カ年の計画をここに出している。概ねこの中で合併した場合、或いは合併を想定して、どういうふうに各町が行政を進めていこうかということが、殆どここに浮き彫りにされていると思うんです。この中で大きく変わってきている点は、この関係では20万都市として、人口増加をしていると想定しています。ところが、15万、ということで人口の伸びが頓挫してしまっている。これから伸びるのかというとあまり期待は出来ないという状況の中での、都市構想ということになってくると思うんです。この中では特に、広域行政の関係でも

最後に言っているように、広域圏の活動の協議を続け、広域的視野から将来の行政体制のあり方を定義をし、考察をしていく。そして、合併後、市制施行、将来の方向について継続的に検討していく。こういうふうに言っているわけです。ですから、今までの関係でこれらに基づいて、何回か住民アンケート調査を行われたり、法隆寺の青年会議所がアンケートを出して提起をしたりしてきている状態です。それについて、現在も私は存続していると思うんですけども、王寺広域町村圏でこの問題について、一体何が障害になっているのか、或いは広域圏としては限界に達したと。後はより一層行政の効率を高めていこうということにすれば、いわゆる市制、合併と考える以外にないというところに到達しているのかどうか、ということについては明らかではないわけです。13年、14年、15年と3年を経過してきているんですが、これがどう締め切られているのかということは明らかではない。少なくとも私は、基本計画、まちづくりの新市の基本計画、この関係が基本になってくると違うかなと思うんです。これを一部修正、適応しないところについては削除する。こういうことになってくるとは思いません。さらに、その基本になっている関係については、斑鳩町でいうならば、第3次斑鳩町の総合基本計画がある。これがどの状態で新市の計画の中に組み込まれていくのか、どうか、ということに私はなってくるのだらうと。そういうことの摺り合わせをすることですということであれば、この12月までに計画を具体的に出すなんてことはとてもじゃないができない。アンケートはアンケートでやるけれども、具体的に市制という関係は進んで行くのではないのかなというように私は思っているんです。ですから、この王寺広域市町村圏の協議の過程において、第3次計画の関係もこれ以上進展させようとする場合は、市制施行或いは合併した市制施行という方向に到達せざるを得ないというような結論になっているのかどうか、この辺のところはどういう関係に、広域市町村圏全員協議会では位置付けされているのだらうか。このことが私は大事だと思うんです。しかし、結果的に広域市町村圏では合併という関係について、結論が出

ていないわけです。現在。ところが、色々合併で調査をしていくと、色々やっているけれども、首長関係から、或いは広域圏から発議をするという状態にならず、住民請求に至ったという経緯を考えますと、首長とか、広域圏協議会に任しておいたんでは、一向に進まないという関係で見切りを付けた住民発議ということになってきたのかなというようにも思うんです。そうではないとすれば、何が障害になって、どういうところに問題があって、広域圏協議会としては合併あるいは市制施行に踏み切っていけないのはどこにあるのか。ということについてどういう分析をしているのか、明らかにすることが必要があるのではないかなと思うんです。この辺についてどうなっているのか。さらに今後も広域市町村圏というのは存続していくとは思いますが、この件について一体どんな議論になってきているのかなと思うんです。これが1つめです。2つの関係はですね、市町村合併というのは地方分権の推進をするという関係で強調される向きと、地方自治体の財政の健全化を図るという関係でいわれる、2つの関係が強調されるんですが、財政の関係について、斑鳩町のシュミレーションを示してくれたことがあるんですが、合併による財政シュミレーションの関係については、必ずしも現在具体化になってないし、あるいは今度の調査をしているという関係を見ても、必ず具体化される状態にはなっていないように思わないんです。しかし、ここの所まで、このままではどうしてもこのままで、単独では小さくな町では成り立っていかないんだ。だから合併しなきゃならないんだと、色々言われているし、その面での主張の仕方としては、定まった期間、17年の3月までに合併しなければ、特例債などについて適用しない。こういう関係で何とかして17年の3月までにそういう方向を結論付かせようとしている訳ですね。そこで思うのは、今までの地方自治体の赤字財政、その他の関係を生み出す要因になって、困窮してきた状態というのが、公共事業という関係、起債の発行を認めていく。そしてそれを公債費という関係で後年度負担という関係で、結局先送りをしていっている訳ですね。先送りをした結果というものが地方財政を極めて圧迫してく

る。国の財政も困窮させてくる。こういう結果になったと思うんです。ところが今回また市町村合併という号令を掛けてですね、特例債というのを認める。これまた結局、先食いをしていくということになるんじゃないのかな。そうしていきますと、果たして地方財政の健全化云々ということが、一体どこでできるのかなと思うんです。そういう矛盾を抱えながらも、私共としては地方分権の推進ということについては、必要な事だし、是非ともやらなきゃならんということで、税源移譲という関係について、強く求めているわけですね。ところが地方分権の推進と言いながら、税源移譲という関係については、今なお政府は、明確な方針を出していない。ようやく4兆円ということで、来てますけども、しかしこれはですね、今後3年間よくなって云々。どれがどうなってくるかということを確認にしていない。それでいて合併だけ促進をということをおっしゃる。このところに、私達本当に合併することによって健全な地方自治体制というものを確立できるのかどうか、ということについてどうしても確信が持てない。このところがやっぱり問題だと思うんです。住民について、あらゆる関係についてもこのままでいきますと、小さな町だけで、色々あるとしても住民の十分満足できるような行政執行ができないから、合併せんないかんねやろ。というようなことを言ってますが、肝心の財政はどうなっているのか全然示されてこない。先程も言われてますように、ここでこの合併のマニュアル、時期的、時間的な関係計算して、ずっと事務的な流れを説明して頂いてますけれども、それも結構なんですが、肝心なところが抜けてしまって、そして事務だけ先行してしまうという形になっているように思うんです。この辺の関係がですね、今後計画が具体的に、新市計画ですね。法律的に言うならば、少なくとも猶予期間というものが、中間報告になるかどうか知りませんが、12月になるわけですね。或いは1月、正確に言えば8日でしょうか。この間に本当にこういう形のもので出せるのかどうか。そんな拙速な形でまちづくり計画というものが出せるのかどうか。そしてそれがしかも住民に説明できるような状況にまで、具体的な関係がでるのかどうか

か。あと4か月で、アンケート調査結果を尊重してと言いますが、これも形式的に非常に終わってくる可能性があるんじゃないか、私は思います。少なくとも今配ったと言われますけど、1ヶ月してアンケート調査を回収して、分析結果を発表して9月に発表するということになってますけど、それから計画を具体化する、取り引きするとしていって、果たして12月までに可能なかどうか。ということになってくると、大変な作業だろうなと思うし、それほど簡単なものでもないんじゃないのかな。そうしますと勢い、住民の意向を尊重してと言いつつも、結果的には事務サイドでどんどん進めて、計画されるということになって、その結果の報告のみに住民が追われてしまう。或いは我々もその結果だけに追われてしまうということになりはしないのか、ということ最近特に思うんです。色々、それぞれの関係についてのシンポジウムなどに行かせて頂くんですが、今やらないと、やれ特例債の適用を受けられないになるので、早くやった方がいいとか、或いは現在の町の状況からいくと財政に必ず行き詰まってくるとか、色々言われるんですが、じゃあ合併したらどうなるのかという関係について明確に出してこない。この点はいつになったら出てくるのか。2つの面について、ひとつは広域圏での合併を目指した方向ということで第3次方針まで出してきたんですけども、計画は終わったんですけども、12年で終わってますけども、それから後どういうことになっているのか。合併という動きが出てきたから、この関係は決して合併の方向にいくということに、協議会としては考えているのかというと、そうでもなさそうである。どうも、あなた任せにやっていって、出きるような感じがして仕方がないんですけども。この辺のところ、先程もお答え聞いていても、これからこれからという関係にみななっているんですが、一体どう考えているのか。或いは財政の関係についてもどうなっているのか、この点を明確に示さない限り、住民として判断をし得る要素はないのではないかと、分かりにくいのではないかと。一番の肝心な面はその点にあるのではないかと、私は思うんです。そういうことについて、具体的スケジュールをお願いしたいと

思います。今後の関係でもいいんですけど。例えばこういう大きな話をしている、どうにもならないということであるならば、15年度なら15年度の関係でもいいと思うんです。予算の関係で、自主財源の関係と交付金、補助金関係ありますね、下水道。国からの分かなりあると思うんです。その分について、どれをどうやっていくのか、いうことを具体的に斑鳩町に当てはめた場合、どうなるのか、ということまでも、具体的に分かる範囲で結構なんですけど、一応出してみ、具体的に、なるほどなあ、と我々が納得できるような資料分析といますか、財政分析というものを是非ともしておきたいと思っています。そうでない限り、事務的な流れを見ても、住民を説得し、納得し、或いは理解してもらえらるという状態には、私はならないのじゃないのかなと思っていますと申し上げておきたいと思います。

助 役 広域圏の基本構想については、現在取り組みの上でも予算検討をしているところでございます。最後にいわれましたように、やはり財政工面に対するシミュレーション、当然住民に説明していくのも必要でございます。そういう中で町としての財政シミュレーションを提出して参りたい、このように考えております。
次の委員会に出していく努力をしていきます。

松田委員 もう一つ言うんですけど、例えば斑鳩町の関係については、予算なり、決算において示されているように、長期財政資料の推移ですね、この関係が24年まで出しているわけなんですから、だいたい広域圏の市町村合併の関係になってきたら、この程度を展望して10年位出してくると思うんですけどね、その場合にどこがどう変わってくるのか、財政的な面でね、そういう関係を示していただければ、ああそうかなと、斑鳩町では今16年度分だけでも。或いは最高ピークは16年であって、あとにずっと下降線、補正の関係下がっていきますね。そういう事からいくと、それのみを見てる限りではあえて財政の関係どうのこうの、逼迫感を感じる状態ではないわけですね、この関係な

んかを見ましても。ところが合併することによってこのプランがどう変わってくるのか、という事などについても全然分からない。抽象的なものの言い方は聞かされているけれども、具体的な関係については一切分からない、という関係がありますので、この辺については私は解明していただきたい。そして、一つも変わらんやないか、という事では無駄な労力を費やすことになるし、大きな成果を上げることになるのだったら、積極的にやればいい、という事にもなるでしょう。こういう事についても事務をしている皆さんでもきちんと確信を持ってないのではないかと。そしてああや、こうやと言われても、その時に自分の甘やかしにしているような関係が見られる。リーダーシップを発揮することはとてもやないけれどできない、と私は思うし、我々に聞かせてもらっても、住民に納得できるような説明をできる方法も、思考もない。そのことが一番肝心なんではないかなと、私は思っているんです。17年の3月を目標においた、17までの関係をずっと整理して、どう整理するかだけ説明してもらっても、それはそれなりに結構なんですけれども、大変やろなと思うだけで。そのことによって、どう生活が、或いは行政が変わってくるかということについては、全然分からない。そういう点をもう少し分かるような関係を、広域圏はいざ知らず、少なくとも斑鳩町の特別委員会については、十分理解できるような資料を出してほしい、こう思います。

西谷委員 今の松田委員と関連するんですが、私も実際に町内を歩きまして、合併について色々な話を聞く中で、住民による主導に、例えば合併して、このままいったらどうなるんやという、そういう、財政シュミレーションは以前に出てる中では、4億ぐらい最低でも地方交付税が削られていくということ中で理解しているんですけど、そうしたら、町単独で仮に、斑鳩町だけでやるといった場合に、財政的にシュミレーションでこういう形で落ちてくるから、落ちた部分を、4億円、そのくらいの国からの交付金が落ちた場合に、町としてどれだけのことを、金を捻出するためには、この辺の補助金を削らなならん、このくらい

の福祉を削らなならん、或いは水道料金をこのくらい上げないとできない、そういう具体的なものを示さないと住民にはなかなか分かりにくいんじゃないかと思うんです。だから、町単独で仮に斑鳩町でした場合には、これだけの、少なくとも、これまでやってきた福祉そのものを落としたりは出来ます。落としても殆ど不可能やから、やっぱり合併していかんなあかんのか。その辺の部分を具体的に私は示した方が、住民にとってはこの合併問題については、もう少し理解を得られるんじゃないかな。その中には議員の定数削減もあるやろし、保育料をもっとやっぱり上げていかんなん、或いは住民の給食費の補助はもう出来ませんよとか、そういうことを全部含めた中で議論することによって、もう少し住民側は、真剣にこの合併問題について関心を持ってもらえるんじゃないかなあ。その中では是非とも町が今考えられる、仮に財源が減った場合にどの辺を切って、そうしたら何とか住民負担が増えてもやっていけるのか。それとも、これ以上の住民負担が増えるということはとてもじゃないけれど出来ないという結論になるのか、その辺のところ、具体的な数字を出してもらった方が、住民にとっては理解しやすいんじゃないかなと思うんで、是非、そういう。これは想定ですから、行政が考える、今の財政の中から、4億、5億を削っていくという形になったら、どの辺を削れんねやろ、それとも削られないという結論になるのか、その辺を次ぐらいまでに出来たら、具体的な数字で示してほしいなと思います。

助 役

今現在は7町による合併協議会の協議をしている訳でございます。やはりその中で合併の是非を巡って色々議論されるということになります。西谷委員がおっしゃってますように、町が自立していくという前提に立てば、そういう形の住民に負担を講じて行くということも言えるんですが、やはり7町合併協議会の中で議論をして、進めていくということでございますので、先程申し上げましたように、町単独の財政シュミレーションは出していきたいと思っておりますけども、それによってどこを辛抱する、住民に負担を講じて辛抱してもらってどうかと

いうことでは、今現在のようにはならないのではないかと私は思っております。

西谷委員　今助役言われることにも一理あると思おうんですね。住民側からすると、合併をしないという将来像はどんなかというのが分からないと、今単にこういう指摘になると言われても、なかなか実感として、合併しなかったらどうなるということを示すというか、合併、逆にいったら、合併を検討するうえにおいても、斑鳩町の将来はこのままいったら、こうなんですよという。削り方、財源の埋め方は違うと思うんだけど、ある程度、今の財政の中から4億や5億を削っていかうと思ったら、相当な痛みを伴う整理をしていかなければならないと思うんですね。だから、そういう数字を出しても、住民投票の中で、それでもいいんやという話になれば、それはそれで住民が決断したことだと思う。そういうところまで、シビアな数字なり、現状を示すことによつて、住民に合併するのか、しないのかという判断を迫る材料というのは、将来の見通しの財政シュミレーションだけじゃなくて、もっと具体的な、身近な例を挙げて、示すべきではないのかな。だから単にそれは、助役が言うように、斑鳩町が、合併協議会進めている、合併しないという姿勢になるんじゃないかと、合併も含めて検討するなかで、一つの資料として斑鳩町が合併しなかったら、こういうことが考えられますよという部分を出すべきじゃないのかな、という意見を言わせてもらいます。

助 役　　今、西谷委員の意見も分かるんですけども、今は7町による合併協議会の中での議論ということで、それに基づく流れの中で、西谷委員がおっしゃったような形になれば、そういう形で進めるべきだと思います。今日の新聞にも載ってますように、明日香の自立ということで、明日香は合併しないということで村長が説明されたということで、しない場合のシュミレーションを出したということでございます。そういう流れも、法定協議会の中で出てくるならば、西谷委員のおっしゃ

るようなこともこの委員会に提案し、相談していきたいこのように思います。

委員長 11時まで休憩と致します。

(午前10時45分休憩)

(午前11時00分再開)

委員長 再開いたします。委員の方の質問をお受けします。
休憩前に松田委員より質問がありましたので、質問をお受けします。

松田委員 言っても答があんばい出てこないと思うんだけど、先程私が言って、西谷さんが言われている関係で、結局、7町合併した場合の財政シュミレーション、斑鳩町がしなかった場合のシュミレーションの2つ、出て来るんだと思うんですが、2つが出てきて初めて、住民説明会云々ということになって、どうかということに理解しては間違いなんですか。それだけ聞いておきたいと思います。

企画財政 松田委員のおっしゃるとおりでございます。

課長

松田委員 わかりました。時期の問題ですよね。出来るだけそういうことが住民に出きるような時期。先程言われたように、1ヶ月ぐらいの関係で協議してしまうと、聞き漏らしてしまう動きが出てくるかも知れませんが、何れにしても、合併した場合と、合併しなかった場合、単独の場合のシュミレーションがでるといことの確認だけで結構です。

委員長 今回のやつでシュミレーションについては、先程助役がおっしゃった1ヶ月後、来月ということに解釈したらよろしいんですか。

助 役 現状の状態のままでのシュミレーション、いわゆる三位一体の改革、現在魂入れてない状態ですので、ちょっと分からないですので、現状におけるシュミレーションを出させていただくということで、ご理解頂きたいと思います。

小野委員 私も法定協のメンバーとして協議会に参加しております。なかなか難しく、色々進めるに当たっても議論されておられますが、先日の奈良新聞に、桜井の長谷川市長が、あそこも今は任意の協議会で、法定に切り替えていく段階での説明会等されているという状況ですが、市長の言葉だと思うんですが、財政的に厳しくなるのは目に見えていて、平成16年度末以降は合併勧告という方針が推進されるような現況では合併やむなしの状態だと、また、合併の是非を巡る住民投票に関しては、責任の所在が曖昧になり、慎重に取り組む必要がある。実質的には合併の手順を巡る住民投票には反対の姿勢である。そのようにおっしゃっている。そして住民投票に替わるアンケート等で、住民の意思を確認しながら対応していきたい。それが、首長であって、……私もそのように思います。

まず、そのことについて、助役はどのようにお考えですか。

助 役 桜井市長もそのようなことを、今新聞を探しておりますが、……。何れにいたしましても、合併協議会での協議を進めておるわけでございまして、やはり住民説明等、この中では7町がひとつになって、やってくるべきだと思います。当然今言われるように非常に財政が厳しい状態にあるわけでございまして、そういう見通しの中で、住民に説明をしていくということは当然であろうと考えております。新聞を拝見させて頂いて、……。

小野委員 特に、合併の手順を巡る住民投票をするべきだとたくさん出ているんですが、議決機関の議員としては、そう市長がおっしゃっているように責任の所在。私達は議決機関ですので、町の進めていく方向につ

いては、一定の方向付けで、判断をしなくてはならない。それが議員として住民の付託を受けて、議会という機関に来ている者であると、私は認識しております。議会が判断した中で、それが住民にとってデメリットだと、そのように考えられるんだったら、色々な方法で住民投票ということが出て来るんじゃないのかな。そして広域7町、斑鳩町を含んだ7町での状態というのは、住民発議によって法定合併協議会の設置ということが、先程課長の説明の中にもありましたが、議会の議決をしているんだと。4号委員さんは、まさしくその事をおっしゃっているんだと思う。議会がその時点で、2月4日に斑鳩町の場合は、賛成多数で議決しました。合併協議会の設置についてはしようということ。その協議会での色々な進め方を、この特別委員会でも説明させて頂いておる。そのように理解しておるんですが。それと、6月14日の市町村合併全国リレーシンポジウムが奈良市内でありました。この時に県の総務部長、滝川総務部長が、この財政優遇策はアメではなく、薬だと思いと、このように述べておられます。今までアメとムチというような表現が新聞紙上にも賑わしてましたが、私はそうだと思います。薬だと。滝川部長もおっしゃっていますが、このままだと重病に陥りかねない。そして地域が財政優遇策を使って、体質改善をし、合併を通じて将来生きて行くに、健康な体を取り戻すという格好で使ってもらいたい。このように先日のシンポジウムでも述べておられます。今の合併問題についてはまさしくこのとおりだと思うんです。だから、それに対して財政優遇策がどういう形で行政の方で受け止めておられるのか、ご意見をお聞かせ願いたい。

助 役

先程の桜井市長の関係の記事を拝見しました。桜井市長は将来、誤らないような的確な推進と言うことで、1,400人に説明して、賛否両論あったけども、十分意思を尊重しながら、アンケート調査をしていくということやっていきたいと、推進の立場を取っておられるということは、今言われたように、アンケート調査を実施して、それに基づいてやっていく、推進していくということでございまして、こ

これは桜井市としての問題、抱えている大きな問題とを感じるわけでございます。今もそれぞれの市町村において、合併の推進を説明されておるわけですが、その中でもやはり、合併の再編ということで、今までいわゆるアメとムチの施策を構想しているということが言われているわけでございますが、何れにいたしましても、これから、町の財政を見て参りますと、非常に厳しいものがあることは事実でございます。税金もこの不景気の中では減収になっておりますし、交付税も減っていくということでございます。そういう中では非常に難しい状態で、我々市町村が自主性といいますか、自主性を担保する保証がないのではありませんか、と私は思う訳ですが、何れにいたしましても小野委員おっしゃるように、首長も判断したいということでございますけれども、我々と致しましては、住民、議会、行政、これが一つになっての問題だと、合併については問題だとこのように考えております。そういう中で、協議会の中で町長はこれから意見を述べて行かれる。このように思いますし、我々も委員としてそういう考えで、臨んで参りたいと考えております。何れにいたしましても委員それぞれで異なった意見がございますので、一つのものとして住民の理解を得られるような、一体としての取り組みをしてまいりたいとこのように考えております。そういう考えでおるわけでございます。

小野委員　もうちょっと具体的な答弁がほしかったんですが結構ですが、次に、先日のJ Cの市町村合併セミナー、これにも参加しておりました。その中の説明の中で、総務省の自治行政局、合併推進課の課長補佐が講演されておった中で、現行の特例法の経過措置として、17年の3月31日までに関係市町村の議会の議決を得て、合併申請を行ったものについては、合併特例法の財政支援策、今の優遇策、等、引き続き適応する旨の経過措置を講ずると。このように片山総務相もおっしゃってましたし、これは確定しているのかなと思っておりましたら、実はこれは未だ、法改正ですので、次期の臨時国会に提出されるんだということで、未だ、確定じゃなかったと、ちょっと驚いていた訳ですが、

この合併の申請を行ったものについては、経過措置として認めようと、今の薬をですね。そのように片山総務相も考えられているようですが、この合併特例法の失効は17年3月ですから、それ以後については全く今のような財政支援措置は講じないと、出来ないんだというお話でした。このことについて、何か情報とか、どのようにお考えなのか。やはり今の協議会が設置されて、22ヶ月という期間が必要だと。ぎりぎり間に合う訳ですね。6月から設置しましたので。その事も踏まえて、協議会の中でも雰囲気的にも、もし、1,266の項目難しいじゃないのかな。先程も委員さんの中に意見ありましたけど。なかなか難しいじゃないのかなということで。片山プラン。経過措置として片山総務省が打ち上げられてことで、ある程度安心はしておったんですが、この前のセミナーに参加したら、これは次の臨時国会に提出される予定ですが、それで改正が出来なかったら、やはり17年3月までに合併・・・、優遇措置がね。それについてどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたい。

企画財政
課長

小野委員さんがおっしゃいましたように、財政特例措置の経過措置につきましては、次期の国会ということになっておるようでございます。現在の法定合併協議会のなかでは、あくまでも17年の3月、これをメドにスケジュールを組んでおるところでございます。確かに窮屈なスケジュールではございますが、この法定合併協議会が住民発議による直接請求によるものでございますので、その意向を十分に尊重しながら、期限までの合併のスケジュールを組むと、こういうことになると思います。

小野委員

先程からこの特別委員会に、財政シュミレーション、もし合併しなかった場合、それを提出すると約束されておりますが、なかなか私は難しいと思う。というのはやはり、今までから財政計画、合併問題を考えずに財政計画を打ち立てて来られ、事業展開を、これは当然のことですが。それがどういう状態のシュミレーションが出るのか、楽

しみにして待っておるんですが。先程西谷委員がおっしゃったように、住民に説明する場合も色んな合併した場合の、例えば議員の定数が最高が34名、108名居てる町会議員が34名になる。このことだけでも、ひとつの経費削減ということがはっきり住民の方に分かると思うんです。だからこれも同じように、先程言いました自治行政局の合併推進課の課長補佐である川尾さん、この前の講師なんですが、この方が、合併で経費削減が図れるのに、今の場合の議員定数下げるというのも図れるんです。はっきりしている。それを合併しないと。合併についてを議決する議会が議決しないということは問題だと。そのようにもおっしゃっているんです。私達議員としては、議員定数が減って経費が削減できるんだと。首長にしても、4役にしても削減出来るんです。だから住民の為には、経費削減を図るために、それだけでも住民への説明で十分足りると思っておりますが、助役としてはどのように考えておられるのか。

助 役

議員定数の問題ですが、住民案の中ではやはり、あくまでも合併は地元の実績のある方ということを前置きしながら、合併の推進について考えを説明をされておると、このように私は思っている訳です。その中で色々な、それぞれの市町村の判断がございます。どちらに致しましても、今度財政シュミレーションを提出させて頂くと。現状の状態のままでの、シュミレーションを提出させて頂くわけですが、そうした中でやはり、議会の定数等の問題も出てきます。あくまでもこの合併協議会の中での議論を元に、今現在は進めて行かなければならないのではないかと。斑鳩町が独自で、色々なことを意見としては述べていく訳ですが、ひとつの方向として、それを求めるということではなしに、協議会の中での意見として、今いわれるような形の、意見としてということが必要であろうと、このように思っております。何れにいたしましても、先程小野委員がおっしゃっていますように、やはり合併については自主的な判断、ということをおっしゃられますけども、我々としては、住民の皆さん方の意見も十分聞きながら、そして、

住民と議会と行政が一体となった考え方に立って進めるべきと、このように思っております。

里川委員　　ちょっと確認させて頂きたいと思うんですが、法定協議会についての傍聴についてははっきりして頂いているが、その中で専門部会などがあったり、諸規定一覧の中にも小委員会を要綱をもって設置しているとか、いう形をしていただいていると思うが、我々が傍聴したいと思って、傍聴できる会議というのは、合併協議会に伴う色々な下に分かれている委員会については、どのようになっているのか確認させてください。

総務部長　　協議会、その中で小委員会も作っていかれますが、そういったものについては原則として公開していく。人数、場所等の関係がありまして、原則は30名程度ということになってはいますが、会場によりましては多くの方に入っていただくという配慮も致します。幹事会、専門部会等につきましては事務者レベルでのものがございますので、担当だけでやらして頂いております。

委員長　　委員会においては傍聴はない。法定協の毎月の例会については傍聴あるということで、そういうことですか。

総務部長　　協議会は原則として傍聴していただくということになっております。小委員会を設置される場合についても、傍聴していただくという原則としてなっております。

委員長　　専門部会はないということですね。

総務部長　　専門部会といいますのは、事務者での事務事業の摺り合わせを行う場所でございますので、傍聴されるということは考えておりません。

飯高委員 資料1の42ページ、新都市建設の策定スケジュールということで確認しておきたいんですが、住民説明会が後半ありますが、住民の方にお聞きしますと、合併があると。その内容についてはなかなか把握できていないという状態なんですね。そこでできれば、まず最初に住民説明会を、スケジュール見ますとすごく詰まっているんですが、取って頂きたいと思うんです。やっぱり住民の生の声を聞かして頂いて、その中から吸収して、是非色々あるんですが、それを町の方から、まあアンケートの意見というのも項目にありますけど、その辺はどうでしょうか。

企画財政課長 おっしゃいますように住民の説明会ということでございますが、確かにこのスケジュールにつきましては、未定の部分が多いですが、やはりこの新市建設計画の素案が出来ました時点で、十分な情報提供を行い、そして住民さんの意向をお伺いしながら、新市建設計画を練り直していくと。こういうふうになっております。住民の意見の徴収ですが、先程説明でも申し上げましたように、それだけに留まらず、協議会だよりですとかホームページでも意見を募集をしておりますので、そちらの方でも十分な意見の反映をさせていただけると、このように思っております。

飯高委員 意見の中にも、賛成、反対、どちらでもいいという方、おられると思うんです。出来れば、どちらかの方に決めていただける、そういう場合において、どちらかでもいいというんじゃないしに、きっちりこちらの方から説明会を開いて、その判断の元で決めていただきたい。住民本位の合併となるようお願いしておきます。

西谷委員 町というよりは、我々議員の中では少なくとも合併協議会の立ち上げなどについて、議会の中では住民発議であった分について、議決を議会としてする場合に、住民投票で少なくとも合併の賛否をすることによって、議会が少なくとも了承して、そういう条件で法定協議会を

したんで、それは最低限同じ土俵の中で話をしとかんと、今小野議員の発言のような形で、例えば合併協議会の中でそういう発言をされると、斑鳩町議会が住民発議・・・、・・・なしに、そういうことしているとの意見に取られても困るから、斑鳩町議会としてはあくまでも住民投票による、合併の賛否については住民投票によるということのベースでの発言でお願いしておきたいなと思います。

小野委員 住民投票による是非を問うとか、そういう付帯決議とか付いていた覚えはないんで。あくまでも設置を、ということで議案が上がって、それを可決されたということですので、今の西谷委員の理解できないですけども。あれは臨時議会で上程されたのは、そういう付帯決議を付けた、あれはないね。ないということ。だから、それと私は、住民投票に関して、全く桜井市長と同じ意見なんです。責任の所在が曖昧になるということがあるから、その是非を巡って住民投票先にするとか、そういうものについては責任の所在が、住民がそうして決めたんやから、議会はそれに従ったんやというのと、色んな意見を確認しながら対応して行って、議会が判断したと。それで、その結果進むのか、止まるのか、ということでもいいんじゃないのかな。最初から住民投票によるものだということはおかしいんじゃないのかな、ということで意見を言ってますので。その点だけ確認しておいてください。

委員長 暫時休憩します。

(午前11時29分 休憩)

(午前11時36分 再開)

委員長 今の、住民投票についてですが、以前そういう話もあったということですが、それについて今後、この委員会でどういう取り扱いをしたらいいかについて、これはその他の項目でちょっといきます。今の件につきましては後にさせていただきます。他にございませんか。

(質疑なし)

委員長

なければ、私から質問とお願いがございます。

合併問題については住民の間で非常に関心を持っております。関心は持ってますけども、まだまだ認識は薄いと理解しています。そういう意味で、先程から、木田委員、西谷委員、松田委員、小野委員からも出てました、私の一般質問で上げさせて頂きました、住民に対しての情報提供と分かりやすい説明会、その中に今おっしゃったような財政を含めたシュミレーション、大事なところだと思っております。この件について、今理事者側の方からは法定協から出てきて、それに基づいたということですが、一つの意見として、斑鳩町独自の町民に対しての分かりやすいシュミレーション、説明会等を開いてもいいんじゃないかと思うし、お聞きしたいのは、ここにあります住民説明会なんですが、この表によりますと、第9回、平成16年の2月となっておりますが、これは法定協から出てくる資料がこの辺で固まってくるので、説明会をしたいということなのですか。もうひとつ。その住民の中から色々な質問があるんですが、新しい市になったら、市役所どこになるんですかとか、新しい市の名称は何という名称になるんでしょうか、というような質問がございました。その中から、新しい市の名前ですが、これについてはいつ頃出るか、予定か、この2つについて質問をさせていただきます。

助 役

住民説明会について、単独で町がやれないかと、こういう質問であろうかと思えます。これは三木議員に一般質問でも町長がお答えをしております。やはり今合併協議会が設置されて、その中で十分協議をしていくということでございます。情報提供を十分していくということ。そして、合併に関して住民が判断できる材料を分かりやすい形で提供していくということで、パンフレットの作成、ホームページ等も考えていきたいと、このように思っております。また説明会について

は、やはり行政からの一方的な情報公開だけではなくて、住民と行政の意見交換の場として、住民説明会についてもしてまいりたい、このように考えております。但し、情報提供との兼ね合いもございますから、合併協議会の推進を見ながら、適切な対応をして参りたいと考えております。何れにいたしましても、何回も言っておりますように、情報公開と住民参加の中で、十分理解してもらって、合併というものを議論をして参りたい。このように思っておるわけでございます。新市の名称等については、いつ頃であるかということでございますが、やはり新市の名称などについても、合併を巡って、色々合併パターンもございます。そういう中で議論をされていくだろうと思っております。合併協議会の中でされていくだろうと思っております。そういう時期においての、きちっとした新市の名称が議論されると考えます。また、當麻、新庄の合併では、住民からの新市名称の意見を求めておられます。合併が進めた協議の中で、議論を重ねながら進まれると思っておりますので、新市の名称がいつ決まるかは、明確には言えないと思っております。

委員長 質問の中で、住民説明会が第9回の16年2月からということについては、それまでは住民説明会ということは考えていないですか。

企画財政課長 住民説明会を致しますのは、やはり一定の新市建設計画の素案が出来てからということでございます。それまでにつきまして逐次、計画の策定状況なりを、協議会だよりやホームページでお知らせをします。また、協議会で委員さんにお知らせをします。こういうふうにご覧のとおりでございます。

委員長 新市の名称については、まだ公募するというようなことは出ておりますか。

総務部長 そういった分については、これから協議していただくものですので、現段階では何ら決められておりません。

委員長 他にないようですので、1の市町村合併についてはこれで終わります。次に、2のその他について委員からの質疑をお受けいたします。

委員長 先程話したその他の中で、住民投票云々ということがありました。これは。

松田委員 この件は確かに正式に決議をしたかどうかということになってくると、決議を取っていないと思います。この関係についての趣旨説明は私がしました。私が原稿を作って、皆にお見せをして、皆に連名を頂いて、冒頭にも合併協議会の要旨もってないんで、事務局で確認してほしいんですが、その際に言ってます、私が発言する内容というのが、全体の意向を咀嚼して、まとめたものであるという前提に立ってですね、述べています。その際に何らかの方法で住民の意思を問うということを最後に加えていると、私は思っているんです。ですからその事が正式に決定したことではないということであれば、それはそうでしょうけども、全体の意思として、意向としてはそういう方向に、確認しながらご賛同いただいたと、記憶をしているんです。ですから、そういうことが趣旨であったと、お互いが確認できるならば、その趣旨を尊重して、改めてここでその不十分な面があるとするならば、確認をしておくということは、決して無駄なことではないだろうと思います。私の記憶違いでないとすれば、そのように思いますので、一応そのときの決議文を、趣旨説明文を確認してください。

松田委員 最終判断は、手段、方法は別として、何らかの方法で住民の意思を問うという基本原則を明確に示され採用されることを強く要望すると言ってます。住民投票と言いませんけども、アンケートとか色々な方法があるけども、ここの関係では、その事を述べずに合併の是非を決定する最終判断は手段方法は別としても、何らかの形で住民の意思を問うという基本原則を明確に示し、採用されることを強く要望し、私の

意見としますと、言ってますから、今言われているような趣旨が、改めて確認をされるというならば確認をしてもいいと思うんですが、決議は確かにしていませんけども、意見としてはその種の関係について述べている。だから、それが住民投票でいいのか、或いはアンケート調査という関係でいいのか、色々方法はあると思いますけれども、改めてこの場所で最終的に住民投票で決めるんやという、意思確認をしておいた方がいいというのであれば、私はそういうことをされても、決して不都合なことはないと思います。

委員長 先程来から、里川委員もその書類を見たことでの発言だったと思います。ですから今の文面では住民投票という言葉は書いていませんが、意味合いから言うと住民投票、若しくはアンケート等で住民からの意見を尊重してということだと思います。それで、この委員会におきましても、住民の意思を尊重するという意味で住民投票なるものがあるのか、アンケートがあるのか、そういうものはいらぬのか、ということをお聞きしたいんですが、その辺のところの意思決定はしておいた方がいいんじゃないかなと思います。それに対してご意見のある方。

小野委員 2月4日の議案というのは、協議会を設置するのが是か否かということをお聞きしたいんですが、提案している。それで議会がその中で、意見として言っておられるだけで、決議できてあつたのは、あくまでも設置やと。そうしたら、その設置の場所、まあ言えば協議会の中で、住民投票という形にもっていかれるのか、どうかは、それは協議会で色々これから議論していかれるんです。だから今ここで、斑鳩の特別委員会が、設置したというときに、そういう意見が多かったから住民投票しましょうといったら、これはまた別の問題になってくるんだと思う。もっと色々な議論をせんないかんで、この今の即、提案されて、色々な意見というのは出てこないと思うんです。色々な事せんなんとは思いますが、これを特別委員会のひとつの柱として進めていかれるのは異論はない。ただ、今日そういう具合にして、でてきた話を決め

ていくというのはちょっと危険ではないかな。協議会に対してのこともありますので、慎重にやっていただきたい。そのように意見しておきます。

松田委員 別に今日決めなくても、それは言われているように、拘りはしませんが、ただ、決議を代表して言ったということと、併せて私は一般質問でも、何らかの形で住民投票、乃至はアンケートによって住民の意思をとることが必要じゃないかということ質問して、町長答弁としてはそういう方向としての関係の町長答弁を受けていると報告しているんです。そういう意味で、全体として、流れとしては理解をお互いしているんじゃないのかなと思うんです。先程も言われてますように、正式に決議をしたかどうかということですね、決議として提起をして、設置するということは決めていませんから、それはしかるべき時期に、今日がいいのか、或いは今後がいいのか、ご判断いただいて、何れにしても私はやっぱり、最終的に住民の意思を尊重して、住民投票による、或いはアンケートによる、色々方法はあると思いますけども、それはその時適応していただくと。基本的な方向、認識としては、どっか確認しておいた方がいいやろなど、思います。

委員長 松田委員のお話ですと、以前一般質問のそういうお話、町長からもそういう方向でいったほうがいいんじゃないかという答弁があったということです。この件については今日のこの委員会で、はっきり白黒とするのはちょっと早急な気もします。時間的な制約もございます。それと、先程小野委員が住民投票について法定協の方からの付託にどのような趣旨があったんですが、これは斑鳩町は、斑鳩町独自で、住民投票ということにはならないのですか。それは理事者側どういうことなんですか。

助 役 先程らい住民投票の意見が出ておる訳ですが、町と致しましては住民投票は町民の声を聞くことが一番大切なものであるということか

ら、その民意を問う有効な手段のひとつの選択肢ということで答弁しています。それをやるということではなく、選択肢ということですが、それを前置きさせて頂きたいと思いますが、今現在法定協が進んでおりますので、やはり町単独で即、住民投票をやっていくかどうかということに対しては、非常に我々としては疑問があるであろうと、このように思います。やはり、煮詰めていく中で、他の町村もそういうようなことは考えておられるとは思いますが、そういうことを含めた中で、ひとつ7町が一緒になってやる。また、それぞれの町村がそれぞれの町村でやるということで、意見を出して行くということで、その中で決まっていくということであろうと。町として先走りしていくことによって、大きな問題に繋がる可能性もございますので、十分慎重にやっていきたい。ただ先程も申しておりますように、やはりこの問題は、合併問題というのは十分慎重にしていきたい。将来に係わる大きな問題でございますから、アンケートなり、住民投票というのは、処置として必要であろう、このように思います。

委員長 確認させてもらいますが、町独自のアンケート調査ということは、先走ってはいけない、ということは、法定協の方で、住民投票ということも各町に指導していくというふうな解釈してよろしいんですか。

助 役 そういうことではなしに、今、合併協が進んでおりますから、そういう中で、住民投票等の意見も出てくるだろうと思います。その中で判断をしていかなければならない問題だろうと思います。

委員長 その住民投票の件につきましては、今日この場で結論は出さず、次の委員会等でも、今後出して協議していただきたいと思います。そういう形を取りたいと思います。それも含めてですが、これでなければ、委員会を終了させていただきます。

なお、本日の会議委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議ないとき)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり、助役のあいさつをお受け致します。

(助役あいさつ)

委員長

これをもって本日の会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前 11 時 55 分閉会)